

船内における食料の支給を行う者に関する省令第2条第3号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習に関する基準  
制定 平成23年5月16日付け国海運第22号  
最終改正 令和6年10月2日付け国海員第201号

船内における食料の支給を行う者に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条第3号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者を養成する講習(以下「同等認定講習」という。)に関する基準を次のように定める。

## 第1 同等認定講習の基準

### 1 実施主体

- (1) 同等認定講習は、船舶料理士としての知識及び技能を適切に修得させることができ、かつ、修得すべき知識及び技能を有していること的能力判定を行うための修了試験を厳正に実施することができる機関(以下「講習実施機関」という。)が実施すること。
- (2) 講習実施機関は、同等認定講習の実施に必要な事項(同等認定講習事務規程)を定めること。

### 2 受講対象者

- (1) 2006年の海上の労働に関する条約の締約国が発給した船舶料理士資格証明書を有し、かつ、船舶に乗り組んで1年以上専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。
- (2) 講習実施機関が、特定の船舶所有者等により運営されている等の場合にあつては、当該船舶所有者等に所属する者以外の者であっても、同時に講習及び修了試験を受け入れられる最大許容人数を超過する等効果的な講習及び適正な修了試験の実施に支障が生じる場合を除いて、これを受け入れること。

### 3 講習内容

#### (1) 講習科目

ア 講習は、次に掲げる科目について行うこと。

##### ① 学科科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

##### ② 実技科目

日本料理、西洋料理、中華料理

#### イ 学科科目に係る留意事項

##### ① 学科科目の受講免除

講習実施機関は、別表に掲げる指定国の船舶料理士資格を有する者については、学科科目の受講を免除することができる。

ただし、講習実施機関は、学科科目を免除する場合であっても、指定国の船舶料理士資格を取得する時点で修得することが想定されていない日本の衛生法規については、同等認定講習の教科書該当部分を活用して必要な知識を習得させるほか、日本の食文化に関する資料等を配布し、日本の食文化についても理解を深めることができるよう配慮すること。

## ② eラーニング等

講習実施機関は、学科科目をeラーニング等により行うことができる。

### (2) 教科書

講習科目の内容が十分に網羅され、受講者が効果的に履修できるように編纂されていること。また、各科目に関する十分な識見を有する者により監修されていること。

### 4 修了要件

修了試験(学科科目は学科試験、実技科目は実技試験)において、講習実施機関が定める合格基準を満たすこと。また、修了試験の試験問題、再試験問題及び模範解答は、各講習科目について十分な識見を有する者により監修されていること。

### 5 講習設備

講習は、十分な広さを有する講義室、調理室で実施し、適切な調理器具を備えること。

### 6 講師

講師は、船舶料理士資格、調理師、栄養士又は管理栄養士の資格を有し、かつ、講習実施機関の代表者が適当な人格識見を有すると認めた者とする。

### 7 受講料

受講料(修了試験を含む。)は、適当と認められる額とすること。

### 8 修了証明書の交付

修了試験に合格し、同等認定講習の課程を修了した者に、修了証明書(様式1)を交付すること。

### 9 実施報告

講習実施機関は、講習終了後30日以内に、受講者数、修了者数、修了者名簿、修了試験問題及び当該試験問題の模範解答並びに同等認定講習の不正受講者及び修了試験の不正受講者の有無その他必要な事項について、船員政策課長に報告すること。

### 10 その他留意事項

#### (1) 不正受講者等の処分

ア 講習実施機関は、受講及び修了試験の受験に関して不正行為を行った受講者について、講習の受講及び修了試験の受験を停止し、当該受講者の受験を無効とすること。

イ 修了試験の終了後及び修了試験合格の確定後に、不正行為を行ったことが明らかになった場合は、不正行為を行った受講者の受験及び合格を無効とすること。

#### (2) 修了試験事務の秘密保持

修了試験事務に従事する者は、試験問題、再試験問題及び模範解答その他秘密を要するものについては、当該修了試験実施前に外部に漏らさないこと。

## 第2 同等認定講習の認定申請

1 同等認定講習の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、船員政策課長に提出しなければならない。

- ① 講習実施機関の名称、住所及び代表者の氏名
- ② 同等認定講習の名称、実施場所及び実施計画の概要
- ③ 講師の氏名、担当科目及び資格(略歴書を添付すること。なお、略歴書が添付できない場合は、講師の所属長等の証明書で可。)
- ④ 同時に講習及び修了試験を受けることができる最大許容人数
- ⑤ 講習科目及び時間数(学科科目をeラーニング等により行う場合は、その旨付記すること)
- ⑥ 講習設備等の概要(写真を添付すること。)
- ⑦ 教科書、修了試験の試験問題、再試験問題及び模範解答を監修した者の氏名、職務及び保有する資格

2 上記1の申請書には、教科書、修了試験の合格基準、修了試験の試験問題・再試験問題・模範解答、同等認定講習事務規程及びその他の参考となる書類(学科科目をeラーニング等により行う場合は、その内容が分かるもの)を添付すること。

## 第3 同等認定講習の認定

船員政策課長は、申請書及び添付書類の内容を審査した上で、同等認定講習の認定を行い、船舶料理士資格同等認定講習認定書(様式2)を交付する。

## 第4 認定内容の変更の届出

同等講習の認定を受けた者は、申請書及び添付書類の内容に変更を加えようとする場合は、次に掲げる事項を記載した変更届出書を、あらかじめ船員政策課長に提出しなければならない。なお、添付書類の内容を変更する場合にあっては、変更後の当該書類を添付すること。

- ① 変更に係る講習実施機関の名称、住所及び代表者の氏名
- ② 変更事項及び変更理由
- ③ 変更予定年月日

## 第5 同等認定講習の実施状況の監査等

船員政策課長は、同等認定講習の実施状況につき、講習実施機関に対して必要な報告を求め、監査を実施することができる。

## 第6 認定の取消

船員政策課長は、同等認定講習が、第1の基準に適合しなくなったとき等適当でないとして判断した場合には、その認定を取り消すことができる。

別表

指定国一覧

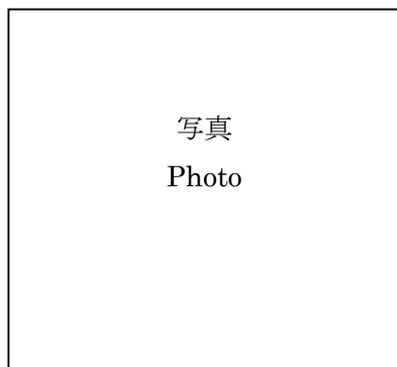
1	インド共和国
---	--------

様式1

船舶料理士講習修了証明書

# Certificate of Completion

Training Course for Japanese Ship's Cook



修了者氏名 (Name) :

生年月日 (Date of Birth) :

国籍 (Nationality) :

現住所 (Present Address) :

上記の者は、本機関において船舶料理士同等認定講習を修了したことを証明します。

This is to certify that the above mentioned person has completed the training course for Japanese Ship's Cook at this institution.

講習実施日 (Dates of Course) :

講習実施機関の名称 (Name of Institution) :

講習実施機関の住所 (Address of Institution) :

証明日

(Date of Certificate) :

講習実施機関の代表者の氏名及び署名

(Name and Signature of Institutional Representative) :

(Signature)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

様式2

船舶料理士講習認定書

# Certificate of Authorization

Training Course for Japanese Ship's Cook

国海員第 号

Kokkaiin No.

年 月 日

dd/mm/yyyy

講習実施機関の名称 (Name of Institution) :

講習実施機関の住所 (Address of Institution) :

講習実施機関の代表者の氏名 (Name of Institutional Representative) :

国土交通省海事局船員政策課長  
Director for Seafarers Policy Division  
Maritime Bureau  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

(年月日)をもって申請のあった下記講習を、船内における食料の支給を行う者に関する省令(昭和50年運輸省令第7号)第2条第3号ハに規定する同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者を養成する講習であると認定する。

The below mentioned training course applied on (dd/mm/yyyy) is authorized as a Training Course for Japanese Ship's Cook, in accordance with the provision of Article 2(iii) – *Ha* of Regulation concerning persons assigned for catering on board ships, 1975. The course completion certificate is to be treated as equivalent to a certificate of successful examination under Article 2 (iii) - *I*.

記

講習名 (Name of Training Course) :